

岡崎市私立保育所施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置された私立保育所を運営する社会福祉法人の当該保育所の施設整備の促進及び児童福祉の向上を図るため、施設整備に要する経費及び施設整備に係る借入金等の償還に要する経費に対し、予算の範囲内において岡崎市私立保育所施設整備費等補助金（以下「市費補助金」という。）の交付を行うことに関し、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、法第35条第4項の規定により、岡崎市長の認可を受けた保育所を設置運営する法人をいう。
- (2) 市費補助事業 市費補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 施設整備 「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号）第2の3に規定する施設整備を始めとした工事、修繕をいう。
- (4) 借入金等 社会福祉法人の施設整備に係る借入金（利息を含む。）及び貸付金（手数料を含む。）をいう。

(市費補助金の対象経費等)

第3条 この市費補助金の対象となる経費、種類、交付額等は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 市費補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 市費補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市費補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 市費補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市費補

助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (5) 市費補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第7号により速やかに、遅くとも市長が別に指示する期日までに報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

- (6) 市費補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、市費補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市費補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（市費補助金の交付の申請）

第5条 市費補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号又は様式第2号による市費補助金交付申請書に市費補助金の交付に市長が必要と認める書類を添え、事業着手前までに提出しなければならない。

（市費補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、市費補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、市費補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 市費補助金の交付の決定をした場合において、市費補助事業の内容を変更しようとするとき又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号又は様式第4号による市費補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 市費補助金の交付の決定を受けた申請者は、市費補助事業が完了したときは、その市費補助事業完了後30日以内に、様式第5号又は様式第6号による市費補助事業実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。

（市費補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の

決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき市費補助金の額を確定し、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(市費補助金の交付)

第10条 市費補助金は、前条の規定による市費補助金の額の確定後、市費補助金の交付の決定を受けた者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができることとし、概算払いによる交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

なお、市が実施する社会福祉法人等指導監査において、改善措置を命ぜられた場合には、改善がなされるまでの間、市費補助金を不交付とすることができる。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、申請者がいずれかに該当すると認めたときは、市費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により市費補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市費補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市費補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(市費補助金の返還)

第12条 市長は、市費補助金の交付決定を取り消した場合において、市費補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に市費補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える市費補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。